担当弁理士:鶴亀 史泰

# 新規性に関する裁判例「内型枠構造」事件

H24. 10. 4 判決 大阪地裁平成 22 年(7) 第 10064 号

特許権侵害差止等請求事件:一部請求認容

#### 概要

**請求があればその都度複製して交付する**情報公開請求により公開されるべき文書は、「頒布された刊行物」といえず、特許法29条1項3号の適用がないため、新規性が認められた事例。

#### [特許請求の範囲]

※原告特許1のみ記載する。

### 【請求項1】

外型枠の内側に配されて、該外型枠との間でコン クリート製構造物を作製するための内型枠構造において、

内型枠に設けた開閉窓と、

外型枠と内型枠との間に設ける上記コンクリート 製構造物用の鉄筋を形成するための足場用に用いられ、上記開閉窓より内側の収納位置と上記開閉窓より少なくとも先端部が外側に突出する使用位置とに わたり移動可能に設けられた足場形成部材とを具備することを特徴とする内型枠構造。

#### 「争点〕

- 1. 原告特許1の無効理由の存否
  - 1-1 乙4図面に基づく新規性欠如
  - 1-2 祝園貯蔵庫工事に基づく新規性欠如
  - $1-3\sim4$  (省略)

2~6. (省略)

# [裁判所の判断](筆者にて適宜要約)

- 1. 争点1-1の判断
- (1) 乙4図面の公開による出願前公知の有無 (特許法29条1項1号)

被告は、乙4図面に原告特許発明1の発明が全て開示されており、情報公開法により公開されている結果、乙4図面に記載された発明は、原告特許1出願前に公然に知られた発明であると主張する。

しかし、特許法29条1項1号による「公然知られた」とは、秘密保持義務のない第三者に実際に知られたことをいうと解されるところ、乙4図面が、原告特許1の出願日前に情報公開請求により第三者に対して開示されたことを認めるに足りる証拠はなく、他に、乙4図面が上記出願日前に公然知られたことを窺わせる事実の主張、立証もない。

したがって、乙4図面が情報公開の対象文書と なっていたことのみを理由に、特許法29条1項

- 1号の適用があるとはいえない。
- (2) 乙4図面の刊行物該当性(特許法29条1 項3号)

被告は、乙4図面をもって、情報公開請求により公開されるべき文書であるから、情報公開法による情報公開請求が可能となった時点から、特許法29条1項3号の刊行物に該当すると主張する。

しかし、特許法29条1項3号の「刊行物」とは、「公衆に対し、頒布により公開することを目的として複製された文書・図書等の情報伝達媒体」をいうところ、乙4図面は、頒布により公開することを目的として複製されたものとはいえない(請求があれば、その都度複製して交付することをもって、頒布ということはできない。)。

したがって、乙4図面を「頒布された刊行物」 であるということはできず、特許法29条1項3 号の適用があるとはいえない。

- 2. 争点1-2の判断
- (1) 祝園貯蔵庫工事の実施による出願前公知の 有無(特許法29条1項1号)

被告は、原告が納入した内型枠を使用した工事 が実施され、原告特許発明1が公然知られたと主 張する。

たしかに、守秘義務を負う工事関係者以外の者が、工事で使用された内型枠を目撃した可能性を 否定することはできない。

しかし、守秘義務を負わない第三者が、単に、 原告が納入した内型枠の存在を目撃したというだけではなく、祝園貯蔵庫工事に関係するなどして、 原告特許発明1の構造を認識したということがあったと認めるに足りる証拠はない。

特許法29条1項1号の「公然知られた」というためには、実際に、守秘義務を負わない第三者によって知られたことを要するところ、祝園貯蔵庫工事が実施されたことにより、同条項に該当する事態が発生したと認めることはできない。

(2) 祝園貯蔵庫工事の実施による出願前公用 (公然実施) の有無(特許法29条1項2号) 祝園貯蔵庫工事において、守秘義務を負う工事 関係者以外の者が、原告特許発明1が実施された 内型枠を目撃した可能性を否定することはできな い。

しかし、特許法29条1項2号の「公然実施」というためには、不特定の者が発明の内容を知りうる状態で実施することを要するところ、上述したような、目撃しただけで、原告特許発明1の内容を知ることができたとは認められない。また、目撃の可能性があるとしても、具体的な目撃の状況については、これを認めるに足りる証拠もない。

したがって、祝園貯蔵庫工事を実施したことを もって、公然実施があったということはできず、 特許法29条1項2号の事由があるとはいえない。

## 「検討

本判決は、侵害訴訟における判断であるが、以下で、審査基準の記載と比較して検討した。

(1)刊行物(特許法29条1項3号)について 審査基準(第Ⅱ部第2章1.2.4 (1))には、 『「頒布」とは、上記のような刊行物が不特定の者 が見得るような状態におかれることをいう。現実 に誰かがその刊行物を見たという事実を必要とし ない。』と記載されている。

それに対して、本判決においては、特許法29 条1項3号の「刊行物」の一要件である「頒布」 に該当するためには、第三者が請求することで、 複製して交付できる状態だけでは足りないとした。

確かに、第三者が乙4図面の開示を請求していない以上、乙4図面が第三者に開示されていないことは明らかである。したがって、判決の通り、原告特許発明1の新規性は肯定されるべきと考える。

審査基準に記載される「頒布」とは、あくまで も第三者に開示されたか否か証明できないような 刊行物(例えば、不特定多数の者が見得るような 状態で掲示板に掲載された刊行物等)を前提とし て規定したものと考えるのが相当であろう。

(2)公然実施(特許法29条1項2号) について

審査基準(第II部第2章1.2.3注2)には、『「公然知られるおそれのある状況」とは、例えば、 工場であるものの製造状況を不特定の者に見学させた場合において、その製造状況を見た場合に製造工程の一部については装置の外部を見てもその内容を知ることができないものであり、しかも、その部分を知らなければその発明全体を知ることはできない状況で、見学者がその装置の内部を見ること、又は内部について工場の人に説明してもらうことが可能 な状況 (工場で拒否しない) をいう。』 と記載されている。

また、審査基準(第Ⅱ部第2章1.2.3注3) には、(特許法29条1項)『第2号の規定は発明が 実施をされたことにより公然知られた事実が認めら れない場合でも、その実施が公然なされた場合を規 定していると解される』と記載されている。

これに対して、本判決においては、特許法29条 2項2号の「公然実施」に該当するためには、第三 者が特許発明の内容を知りうる状態で実施すること を必要とした。

斯かる判断は、後者の審査基準(第Ⅱ部第2章1. 2.3注3)の記載に対して、一見矛盾しているようにも思える。しかしながら、原告特許発明1の実施は、防衛施設に係る建設工事であって、秘密保持義務を負担することを当然の内容としていた。

したがって、前者の審査基準(第Ⅱ部第2章1. 2. 3注2)の記載に基づいて、原告特許発明1の 実施は、「公然知られるおそれのある状況」ではな いというのが相当であろう。

#### ≪実務上の指針≫

新規性については、第三者に知られた可能性があるいう事実をもって、喪失したと考えるのが一般的である。

但し、本件のような特殊な事情がある場合には、 新規性が喪失されたか否かについて、個別具体的に 検討することが必要であろう。

しかしながら、本判決は、あくまでも侵害訴訟に おける判断であり、審査・審判における判断でも同 様の判断がされるかについては、今後の動向を確認 する必要がある。

以上